



大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則

(観覧料の還付)

第4条 条例第12条ただし書の規定により観覧料を還付する場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 天変地異その他観覧しようとする者の責めに帰することができない理由により観覧できない場合 全額
- (2) 管理運営上の都合により観覧できない場合 全額
- (3) 市長が特に理由があると認めた場合 その都度市長が定める額